

## 仕 様 書 （その1）

### 1 業務件名

防衛大学校内における売店の設置及び経営

### 2 業務内容

売店の設置及び経営

### 3 相手方の決定

本業務を行う者については、防衛大学校総務部厚生課長（以下、「甲」という。）が決定する。

### 4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長南関東防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
  - ア 財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
  - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
  - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
  - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

なお、原状回復には、前業者が設置し、引き継いだ壁紙、電気・ガス・水道設備、グリストラップの清掃、排水管の高圧洗浄、その他の備品等の撤去を含む。

## 5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

## 6 国有財産使用料

丙は、乙に売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1 平方メートルあたりの国有財産使用料は、以下のとおりとする。

年額：約 19,500 円/m<sup>2</sup>（消費税込み）

上記使用料は令和 7 年度単価であり、毎年度見直しを実施する。

なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

## 7 光熱水量

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）を負担しなければならない。また、期限までに納付しなかった場合には、延滞金が発生することがある。

## 8 業務期間

国有財産使用許可後～令和 13 年 3 月 31 日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には一度に限り 5 年以内の期間で国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。売店等の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

## 9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

## 10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入し

てはならない。

- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

## 12 衛生等の健康保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

## 13 情報保全の順守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員(以下、「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

## 14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

## 15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする日の3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する国有財産使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立を行う者は、当該手続き開始前に解除を申出ること。

## 16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。  
ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続を行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
- (4) 売店の設置、移設及び撤去に関わる費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

- (5) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (6) 丙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。なお、使用物件の維持保存とは、例えば排水管、空調フィルターといった付帯設備（工作物）の使用に応じた定期的な清掃を含むものである。
- (7) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び食材類の損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申立をしないこと。
- (8) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (9) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (10) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (11) 丙は、毎日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (12) 丙は、空調設備の運転、温度調節等は国の基準に従うものとする。
- (13) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (14) 丙は、本業務の従事者に関わる書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (15) 丙は、販売商品に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
- (16) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (17) 丙は、本仕様書及び仕様書（その2-1）から（その2-8）に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により、甲、乙又は売店等利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (18) 売店の設置に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (19) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

## 17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

## 18 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その2-1）から（その2-8）のとおり。

## 仕 様 書 (その 2 - 1)

- 1 募集業種  
物品販売 (コンビニエンスストア)
- 2 設置場所  
新学生会館 1 階
- 3 国有財産使用許可面積  
約 3 0 0 m<sup>2</sup>
- 4 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
原則として、年末年始 (1 2 月 2 9 日～1 月 3 日) を除く毎日とし、  
それ以外は任意又は別途協議とする。
  - (2) 営業時間  
原則として、0 7 : 0 0～2 3 : 0 0 までとし、それ以外は任意又は  
別途協議とする。
- 5 販売品目  
食料品、飲料、たばこ、日用生活品等一般的なコンビニエンスストア取扱い商品 (切手類を除く)
- 6 その他の営業条件
  - (1) 入校式典、開校祭及び卒業式典等防衛大学校の行事の祭は営業できるよう努めること。
  - (2) ニーズに合った商品、価格、サービスを提供できるよう努めること。
  - (3) 国の行事、緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。  
また、既に納付した国有財産使用料は返金及び減額は一切しないものとする。

## 仕 様 書 (その 2 - 2)

- 1 募集業種  
物品販売 (スポーツ用品)
- 2 設置場所  
新学生会館 2 階
- 3 国有財産使用許可面積  
約 6 0 m<sup>2</sup>
- 4 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
原則として、土日祝日及び年末年始 (12月29日～1月3日) を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
  - (2) 営業時間  
原則として、11:00～19:00とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
- 5 販売品目  
スポーツ関連のウェア、シューズ等一般的なスポーツ用品店取扱い商品
- 6 その他の営業条件
  - (1) 入校式典、開校記念祭及び卒業式典等防衛大学校の行事の祭は営業できるよう努めること。
  - (2) ニーズに合った商品、価格、サービスを提供できるよう努めること。
  - (3) 国の行事、緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。  
また、既に納付した国有財産使用料は返金及び減額は一切しないものとする。

## 仕 様 書 (その 2 - 3)

- 1 募集業種  
物品販売（文房具、日用雑貨、訓練用品）
- 2 設置場所  
新学生会館 2 階
- 3 国有財産使用許可面積  
約 6 0 m<sup>2</sup>
- 4 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
原則として、土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
  - (2) 営業時間  
原則として、11：00～19：00とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
- 5 販売品目
  - (1) 一般的な文具店取扱い商品及び一般的な日用雑貨
  - (2) 防衛大学校において、学生に着用することが定められている用品
  - (3) 自衛隊法施行規則第3章第2節で定められた制服、作業服以外の自衛隊関連のウェア、シューズ、用品等
- 6 その他の営業条件
  - (1) 入校式典、開校記念祭及び卒業式典等防衛大学校の行事の祭は営業できるよう努めること。
  - (2) ニーズに合った商品、価格、サービスを提供できるよう努めること。
  - (3) 国の行事、緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。  
また、既に納付した国有財産使用料は返金及び減額は一切しないものとする。

## 仕 様 書 (その 2 - 4)

- 1 募集業種  
物品販売 (土産物)
- 2 設置場所  
新学生会館 2 階
- 3 国有財産使用許可面積  
約 6 0 m<sup>2</sup>
- 4 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
原則として、土日祝日及び年末年始 (1 2 月 2 9 日～1 月 3 日) を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
  - (2) 営業時間  
原則として、1 1 : 0 0～1 9 : 0 0 とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
- 5 販売品目  
防衛省・自衛隊関連のキャラクターグッズ、記念品、土産物等
- 6 その他の営業条件
  - (1) 入校式典、開校記念祭及び卒業式典等防衛大学校の行事の祭は営業できるよう努めること。
  - (2) ニーズに合った商品、価格、サービスを提供できるよう努めること。
  - (3) 国の行事、緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。  
また、既に納付した国有財産使用料は返金及び減額は一切しないものとする。

## 仕 様 書 (その 2 - 5)

- 1 募集業種  
クリーニング取次
- 2 設置場所  
新学生会館 1 階
- 3 国有財産使用許可面積  
約 4 0 m<sup>2</sup>
- 4 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
原則として、土日祝日及び年未年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
  - (2) 営業時間  
原則として、1 1 : 0 0～1 4 : 0 0 及び 1 6 : 0 0～1 8 : 0 0 までとし、それ以外は任意又は別途協議とする。
- 5 販売品目  
クリーニング取次
- 6 その他の営業条件
  - (1) 学生、職員等の福利厚生施設として相応しい料金設定とすること。
  - (2) 国の行事、緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。  
また、既に納付した国有財産使用料及び貸付料は返金及び減額は一切しないものとする。

## 仕 様 書 (その 2 - 6)

- 1 募集業種  
宅配便取次
  
- 2 設置場所  
新学生会館 1 階
  
- 3 国有財産使用許可面積  
約 4 0 m<sup>2</sup>
  
- 4 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
原則として、土日祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
  - (2) 営業時間  
原則として、1 1 : 0 0～1 8 : 0 0 までとし、それ以外は任意又は別途協議とする。
  
- 5 販売品目  
宅配便取次
  
- 6 その他の営業条件
  - (1) 入校式典、開校祭及び卒業式典等防衛大の行事の祭は営業できるよう努めること。
  - (2) 学生、職員等の福利厚生施設として相応しい料金設定とすること。
  - (3) 国の行事、緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。  
また、既に納付した国有財産使用料及び貸付料は返金及び減額は一切しないものとする。

## 仕 様 書 (その 2 - 7)

### 1 募集業種

喫茶、軽食

### 2 設置場所

新学生会館 2階

### 3 国有財産使用許可面積

約 190 m<sup>2</sup>

### 4 営業日、営業時間等

#### (1) 営業日

原則として、土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。

#### (2) 営業時間

原則として、11:00～19:00（宴会時は21:00まで）とし、11:00～14:00及び17:00～19:00は必ず営業し、それ以外は任意または別途協議とする。

### 5 販売品目及びサービス

#### (1) 昼食

#### (2) 夕食（17:15以降）及び宴会時はアルコールの提供を可とする。

### 6 その他の営業条件

(1) 入校式典、開校祭及び卒業式典等防衛大学校の行事の祭は営業できるよう努めること。

(2) ニーズに合った商品（テイクアウトを含む）、価格、サービスを提供できるよう努めること。

(3) ニーズにより、パーティションを使用した間仕切りを行うサービスを提供できること。

(4) 国の行事、緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。

また、既に納付した国有財産使用料及び貸付料は返金及び減額は一切しないものとする。

## 仕 様 書 (その 2 - 8)

- 1 募集業種  
理容 (カット専門又はフルサービス)
- 2 設置場所  
新学生会館 2 階
- 3 国有財産使用許可面積  
約 8 0 m<sup>2</sup>
- 4 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
原則として、年末年始 (1 2 月 2 9 日～1 月 3 日) を除く週 5 日以上とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
  - (2) 営業時間  
0 9 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0 までの間で集客時間帯を踏まえ、別途協議する。
- 5 販売品目  
理容 (カット専門又はフルサービス)
- 6 その他の営業条件
  - (1) 学生、職員等の福利厚生施設として相応しい料金設定とすること。
  - (2) 国の行事、緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。  
また、既に納付した国有財産使用料及び貸付料は返金及び減額は一切しないものとする。